（公募指定に係る応募等）

第百三十一条の十六　（略）

2　前項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

第百三十一条の十七　（略）

2　前項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

第百三十一条の十八　（略）

2　前項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定居宅介護支援事業者に係る指定の申請等）

第百三十二条　（略）

2・3　（略）

4　第一項及び第二項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等）

第百三十三条　（略）

2・3　（略）

4　前三項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定介護老人福祉施設に係る指定の申請等）

第百三十四条　（略）

2・3　（略）

4　第一項及び第二項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定介護老人福祉施設の開設者の住所の変更の届出等）

第百三十五条　（略）

2　法第九十一条の規定に基づき指定介護老人福祉施設に係る指定を辞退しようとする者は、その旨を、当該指定介護老人福祉施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

3　前二項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（介護老人保健施設の開設許可の申請等）

第百三十六条　（略）

2　（略）

3　法第九十四条第二項の規定に基づき都道府県知事の許可を受けようとする者は、変更しようとする事項その他の必要な事項を記載した申請書又は書類を、当該許可に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4・5　（略）

6　法第九十五条第一項又は第二項の規定に基づき都道府県知事の承認を受けようとする者は、当該承認に係る施設の名称その他の必要な事項を記載した申請書又は書類を、当該承認に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7　法第九十八条第一項第四号の介護老人保健施設の広告に係る都道府県知事の許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとする広告の内容及び方法その他の必要な事項を記載した申請書又は書類を、当該許可に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

8　前各項（第二項及び第五項を除く。）に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（公募指定に係る応募等）

第百三十一条の十六　（略）

（新設）

第百三十一条の十七　（略）

（新設）

第百三十一条の十八　（略）

（新設）

（指定居宅介護支援事業者に係る指定の申請等）

第百三十二条　（略）

2・3　（略）

（新設）

（指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等）

第百三十三条　（略）

2・3　（略）

（新設）

（指定介護老人福祉施設に係る指定の申請等）

第百三十四条　（略）

2・3　（略）

（新設）

（指定介護老人福祉施設の開設者の住所の変更の届出等）

第百三十五条　（略）

（新設）

（新設）

（介護老人保健施設の開設許可の申請等）

第百三十六条　（略）

2　（略）

（新設）

3・4　（略）

（新設）

（新設）